

環境の保全と創造に関する条例の 規定に基づく工場等における 規制基準の見直し (汚水の規制基準)

Hyogo Prefecture

県条例に基づく規制基準の見直し

1

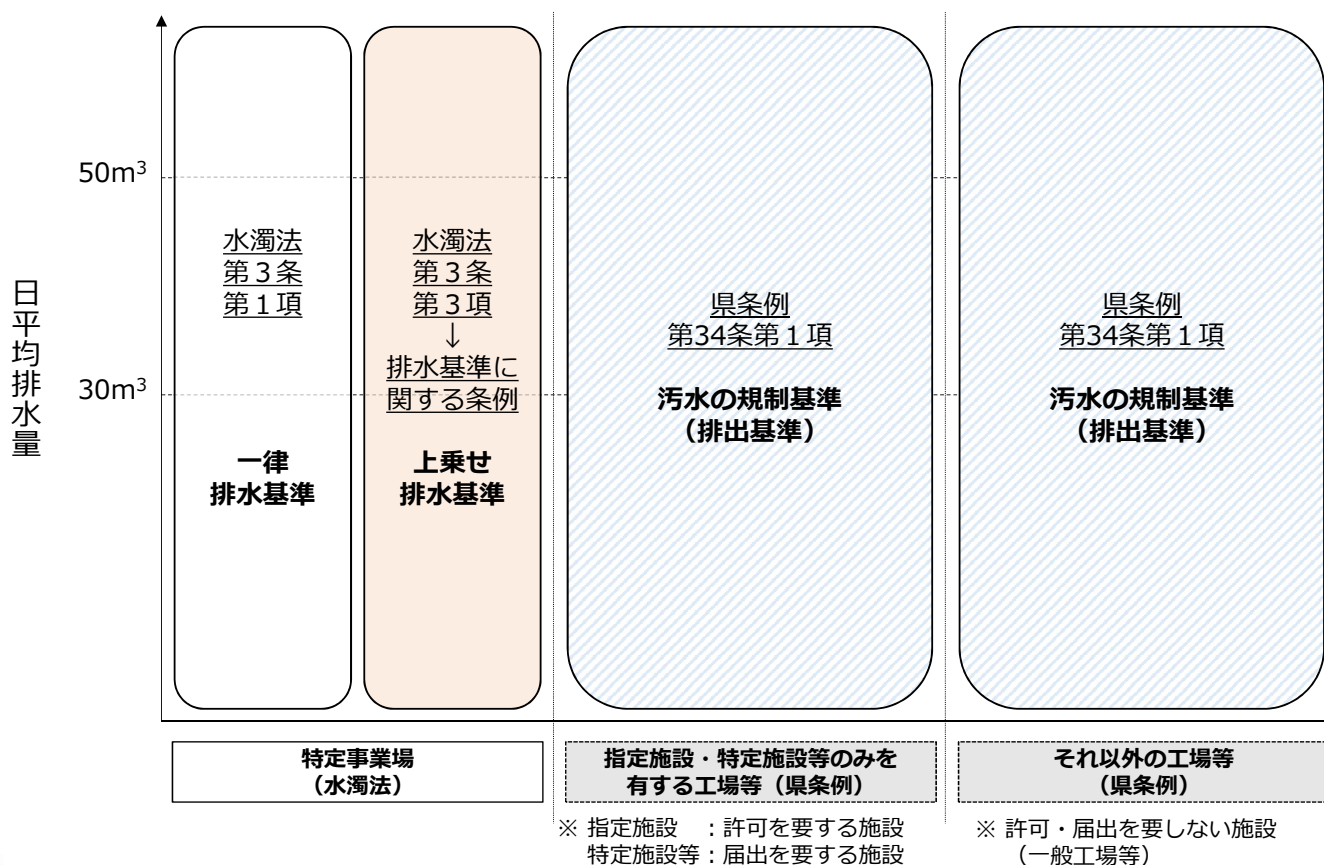
(1) 規制基準見直しの必要性

- 県条例の規制基準では、健康項目（24項目）・一般項目（14項目）に関する排出基準を規定し、工場等に対する排水規制（濃度規制）を実施
- 県条例の規制基準の多くは、水濁法の一律排水基準と同値
- 水濁法の一律排水基準の改正に伴い、県条例の規制基準との整合を取るため、所要の整備が必要**

県条例に基づく規制基準の見直し

排水基準適用のイメージ

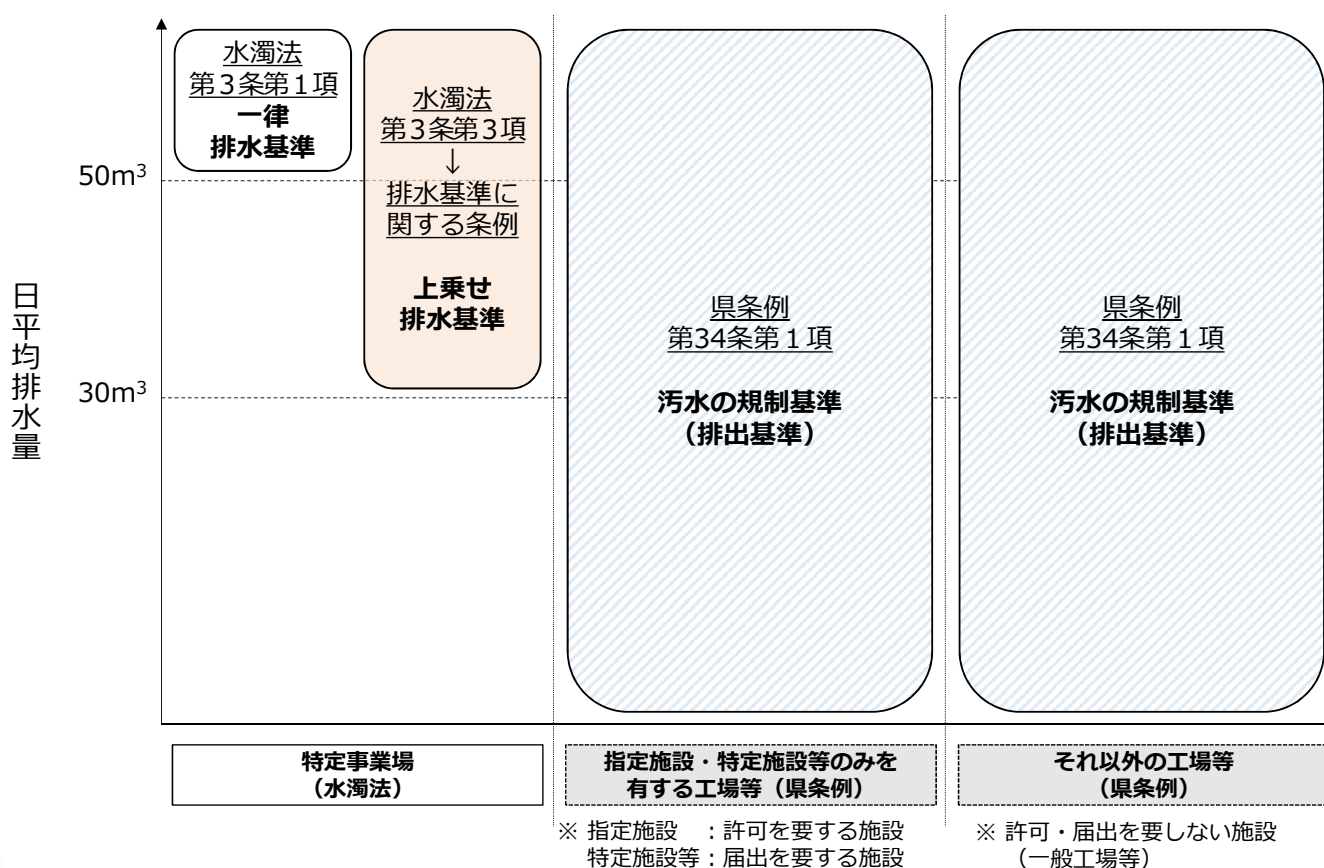
■水濁法：有害物質、県条例：健康項目（カドミウム及びその化合物 等）



県条例に基づく規制基準の見直し

排水基準適用のイメージ

■水濁法：その他の項目、県条例：一般項目（生物化学的酸素要求量（BOD） 等）



県条例に基づく規制基準の見直し

(2) 見直しの対象項目

No	区分	項目	水濁法の改正状況	水濁法 (一律排水基準)	県条例 (規制基準)
1	－	大腸菌数	令和7年4月（項目追加）	日間平均 800CFU/mL	－
2	健康 項目	六価クロム化合物	令和6年4月（改正） 0.5mg/L → 0.2mg/L	0.2mg/L	0.5mg/L
3	健康 項目	トリクロロエチレン	平成27年10月（改正） 0.3mg/L → 0.1mg/L	0.1mg/L	0.3mg/L
4	健康 項目	カドミウム 及びその化合物	平成26年12月（改正） 0.1mg/L → 0.03 mg/L	0.03mg/L	0.05mg/L
5	－	一・四―ジオキサン	平成24年5月（項目追加）	0.5mg/L	－
6	健康 項目	一・一一 ジクロロエチレン	平成23年11月（改正） 0.2mg/L → 1mg/L	1mg/L	0.2mg/L

県条例に基づく規制基準の見直し

No	区分	項目	水濁法の改正状況	水濁法 (一律排水基準)	県条例 (規制基準)
7	一般 項目	亜鉛含有量	平成18年12月（改正） 5mg/L → 2mg/L	2mg/L	5mg/L
8	－	ほう素 及びその化合物	平成13年7月（項目追加）	海域以外に排出 10mg/L 海域に排出 230mg/L	－
9	一般 項目	ふっ素 及びその化合物	平成13年7月 （その他の項目から有害物質に改正） 15mg/L → 海域以外に排出 8mg/L 海域に排出 15mg/L	海域以外に排出 8mg/L 海域に排出 15mg/L	15mg/L
10	－	アンモニア、アンモニ ウム化合物、亜硝酸化 合物及び硝酸化合物	平成13年7月（項目追加）	1Lにつきアンモ ニア性窒素に 0.4を乗じたも の、亜硝酸性窒 素及び硝酸性窒 素の合計量 100mg	－

県条例に基づく規制基準の見直し

(3) 規制基準の改正案

見直しの対象項目について、**県条例の規制基準を水濁法の一律排水基準に合わせる。**

No	区分	項目	現行の規制基準	規制基準の改正案	【参考】 一律排水基準（水濁法）
1	一般項目	大腸菌数	大腸菌群数 日間平均 3,000個/cm ³	大腸菌数 日間平均 800CFU/mL	大腸菌数 日間平均800CFU/mL (令和7年4月施行)
2	健康項目	六価クロム化合物	0.5mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L
3	健康項目	トリクロロエチレン	0.3mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
4	健康項目	カドミウム 及びその化合物	0.05mg/L	0.03mg/L	0.03mg/L
5	健康項目	1,4-ジオキサン	—	0.5mg/L	0.5mg/L
6	健康項目	1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L	1mg/L	1mg/L

県条例に基づく規制基準の見直し

No	区分	項目	現行の規制基準	規制基準の改正案	【参考】 一律排水基準（水濁法）
7	一般項目	亜鉛含有量	5mg/L	2mg/L	2mg/L
8	健康項目	ほう素 及びその化合物	—	海域以外の公共用水域に 排出されるもの 10mg/L 海域に排出されるもの 230mg/L	海域以外の公共用水域に 排出されるもの 10mg/L 海域に排出されるもの 230mg/L
9	健康項目	ふっ素 及びその化合物	(一般項目) ふっ素含有量 15mg/L	(健康項目) 海域以外の公共用水域に 排出されるもの 8mg/L 海域に排出されるもの 15mg/L	海域以外の公共用水域に 排出されるもの 8mg/L 海域に排出されるもの 15mg/L
10	健康項目	アンモニア、 アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	—	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg

県条例に基づく規制基準の見直し

(4) スケジュール

令和6年9月	環境審議会に諮問
10月	環境審議会での審議
11月	パブリック・コメント
12月	環境審議会からの答申
令和7年4月	改正告示の施行